

土木工事検査基準

平成25年4月1日

令和2年4月1日(一部改正)

(趣旨)

第1 この土木工事検査基準は、伊賀市建設工事等検査要綱(平成16年伊賀市告示第89号。以下「検査要綱」という。)第6条に基づき、検査の方法及び技術的な基準を定めるものである。

(適用)

第2 この基準は、検査要綱第3条に定める検査に適用する。

(検査の方法)

第3 検査の方法は、検査要綱によるもののほか別記「土木工事の検査方法」の定めによるものとする。

(検査の技術基準)

第4 検査の技術基準は、三重県公共工事共通仕様書の建設工事施工管理基準の定めによるものとする。

(検査の事後処理)

第5 受注者は、検査孔等検査時に破壊した部分について、構造物と同程度以上の材料で復旧することとする。

附則 この検査基準は、平成25年4月1日以降の検査から施行する。

附則 この検査基準は、令和2年4月1日以降の検査から施行する。

別記 土木工事の検査方法

検査員は、検査に先立ち、検査の方法、順序及びその他必要な事項を受注者又は現場代理人及び監督員に説明するものとする。

検査の方法は、設計図書及び契約書等工事の契約内容に関する書類に基づき、下記の項目について書類・実地検査を行うものとする。ただし、工事内容により検査項目について適宜追加、省略することができる。

1 工事の実施状況の検査留意事項

(1) 書類検査の項目

項 目	内 容	摘 要
契約関係の書類管理	契約図書等の履行状況 (契約書、配置技術者、施工体制、工事カルテ、建退共、施工計画書など) 監督の状況	伊賀市建設工事監督要領
施 工 管 理	工程管理、出来形管理、品質管理及び写真管理	三重県建設工事施工管理基準 (案)
支給及び貸与品等	支給、受領保管使用及び返納の処理状況	支給品受領書等資料
工事現場発生品 及び建設副産物	現場発生品の監督員への引き渡し及び発生材の利用、処理状況	現場発生品調書 三重県建設副産物処理基準 産業廃棄物管理票(紙マニフェストまたは電子マニフェスト)等
確認、立会、指示等	確認、立会、指示、協議等の状況	伊賀市建設工事監督要領(工事打合簿、段階確認書、施工状況立会) 伊賀市総合評価方式試行に係るガイドライン(技術提案履行状況の確認) 施工体制点検マニュアルなど
現 場 管 理	現場管理状況(施工体系図等の確認)及び 施工方法 安全管理の実施状況(安全教育、研修、訓練等の実施状況等)、交通管理及び環境対策の状況など	関係法令の遵守 施工計画書 各管理実施状況(記録簿等)

(2) 実地検査の項目

項目	検査の方法
延長	施工管理資料に基づき測点箇所を抽出し測定する。
平面線形	法線を見通し、直線の通り、曲線部、緩和区間のとり合せを確認する。
計画高 縦断、横断勾配	BMを確認し、施工管理資料に基づき、測点を抽出し、実測して確認する。
幅員、法長、法勾配、高さ、深さ	施工管理資料に基づき、測点を抽出し、実測して確認する。
構造物	<ol style="list-style-type: none">1. 長さ、幅、高さ、厚さ等を実測して出来形寸法を確認するとともに外観を観察する。重要構造物については、スチールテープを使用する。2. コンクリート構造物については、シュミットハンマーで強度を判定する。強度に疑義があるときは、コア採取のうえ強度試験をする。3. 砂防えん堤及び類似構造物については、必要に応じて漏水の有無をさく孔注水により確認する。4. ブロック積みについては、必要に応じて胴込コンクリートの充填状況を抜取により確認する。但し、復旧困難なものは除く。5. 品質については、材料の品質を証明する資料及び品質管理資料により確認する。
埋設構造物	埋戻されている構造物は、工事写真及び段階確認書で確認する。
主要資材	規格、品質、数量等を関係書類その他実地検査により判定する。

2 工種別検査方法

(1) 出来形検査の項目

工 種		検 査 項 目	検 査 内 容
一 般 施 工	矢 板 工	基準高、変位、根入長 延長(枚数)	250 枚につき1箇所以上 (ただし、施工延長 250 枚以下の場合は 2箇所以上)
	吹 付 工 法 枠 工 植 生 工	厚さ、法長、間隔、幅、 延長	200m につき1箇所以上 (ただし、施工延長 200m 以下の場合は2 箇所以上)
	基 礎 工	基準高、根入長、偏心量	1基又は1目地間当たり1箇所以上
	石・ブロック積(張)工	基準高、法長、延長、幅、 厚さ	100m につき1箇所以上 (ただし、施工延長 100m 以下の場合は2 箇所以上)
		破壊検査(抜取)	300 m ² につき1箇所 (ただし、150 m ² 以下は施工管理資料に よる。)
	路 盤 工	基準高、幅、延長、厚さ	200m につき1箇所以上 (ただし、施工延長 200m 以下の場合は2 箇所以上) 厚さは、1km につき1箇所以上
		基準高、厚さあるいは標高 較差(3次元モデルによる 場合)	1工事につき1断面 (3次元モデルによる場合)
	舗 装 工	基準高、幅、厚さ、平坦性	幅、厚さは、200m につき1箇所以上 (ただし、施工延長 200m 以下の場合は 2箇所以上) 厚さは、施工面積 10,000 m ² につき1箇 所以上コアーにより検査 (ただし、10,000 m ² 以下の場合は2箇所 以上とする。なお、維持業務委託ついて は、これを適用しないものとする。) 平坦性は、施工管理資料による。
		基準高、厚さあるいは標高 較差(3次元モデルによる 場合)	1工事につき1断面 (3次元モデルによる場合)
	地 盤 改 良	基準高、幅、厚さ、延長	200m につき1箇所以上 (ただし、施工延長 200m 以下の場合は2 箇所以上)
土 工	基準高、幅、法長	200m につき1箇所以上 (ただし、施工延長 200m 以下の場合は2 箇所以上)	
	天端面・法面の設計との標 高較差、または水平較差(3 次元モデルによる場合)	1工事につき1断面(3次元モデルによる 場合)	

工 種		検 査 項 目	検 査 内 容
河 川	築 堤・護 岸	基準高、幅、厚さ、高さ、 法長、延長	200m につき1箇所以上 (ただし、施工延長 200m 以下の場合は2 箇所以上)
	浚 渫 (川)	基準高、幅、延長	
	樋 門・樋 管	基準高、幅、厚さ、高さ、 延長	水門、樋門、樋管は本体部、呑口部につ き構造図の寸法表示箇所の任意の部 分、函渠は同種構造部ごと2箇所以上
	水 門		
海 岸	堤 防・護 岸	基準高、幅、厚さ、高さ、 延長	200m につき1箇所以上 (ただし、施工延長 200m 以下の場合は2 箇所以上)
	突堤・人工岬		
	海 域 堤 防		
	浚 渫 (海)	基準高、幅、延長	
砂 防・治 山・地 滑 り 防 止		基準高、幅、延長	構造図の寸法表示箇所の任意場所
	砂 防 えん堤 治 山 ダム	破壊検査(注水検査)	天端及び法面の打継箇所を、それぞれ1 ～2箇所。 (但し、現場条件等を勘案して適宜増減 することができる。)
	流 路	基準高、幅、厚さ、高さ、 法長、延長	200m につき1箇所以上 (ただし、施工延長 200m 以下の場合は2 箇所以上)
	斜 面 対 策	基準高、幅、厚さ、高さ、 法長、延長	100m につき1箇所以上 (ただし、施工延長 100m 以下の場合は2 箇所以上)
ダ ム		基準高、幅、 ジョイント間隔、堤長	5ジョイントにつき1箇所以上
	コンクリートダム	破壊検査(注水検査)	天端及び法面の打継箇所を、それぞれ1 ～2箇所。 (但し、現場条件等を勘案して適宜増減 することができる。)
	フィルダム	基準高、外側境界線	5測点につき1箇所以上
道 路	道 路 改 良	基準高、幅、厚さ、高さ、 延長	100m につき1箇所以上 (ただし、施工延長 100m 以下の場合は2 箇所以上)
	橋 梁 下 部	基準高、幅、厚さ、高さ、 胸壁間距離、支間長、 中心線の変位	支間長は、各支間ごと、その他は同種構 造物ごとに1基以上につき構造図の寸法 表示箇所の任意の部分

工 種		検 査 項 目	検 査 内 容
	鋼橋・コンクリート橋 上部工	部材寸法、基準高、全長、 有効幅員、支間長、 中心間距離、そり、通りなど	部材寸法は主要部材について、寸法表 示箇所任意の部分、その他5径間未 満は2箇所以上、5径間以上は2径間に つき1箇所以上 橋種に応じて適宜測定項目を選定する。
	ト ン ネル	基準高、幅、厚さ、高さ、深 さ、間隔、延長	両抗口を含めて、100m につき1箇所以 上(ただし、施工延長 200m 以下の場合 は両抗口を含めて3箇所以上)
その他の構造物		工種に応じ、基準高、幅、 厚さ、高さ、深さなど	同種構造物を参考に適宜決定すること。

- 備考 (1) 検査は実地において行うのを原則とするが、特別の事由により実地において検査できない場合、当該工事の主体とならない工種及び不可視部分については、出来形管理表、写真、ビデオ、品質証明書、3次元モデル等により、検査することができる。
- (2) 施工延長とは、施工箇所が複数ある場合には施工延べ延長をいう。

(2) 品質検査の項目

工 種		検 査 項 目 及 び 内 容	備 考
材 料		品質及び形状は、設計図書を満足して適切か。	1) 観察又は品質証明により検査する。 2) 場合により実測する。
基 礎 工		1) 支持力は、設計図書と対比して適切か。 2) 基礎の位置、上部との接合等は適切か。	1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。
土 工		1) 土質、岩質は、設計図書と一致しているか。 2) 支持力又は密度は設計図書と対比して適切か。	2) 場合により実測する。
無筋・鉄筋コンクリート		コンクリートの強度、スランプ、単位水量、塩化物総量値、アルカリ骨材反応対策等は、設計図書等と対比して適切か。	
構造物の機能		構造物又は付属設備等の性能は設計図書と対比して適切か。	主に実際に操作し検査する。
舗 設 工	路 盤 工	1) 路盤材料の合成粒度は設計図書と対比して適切か。 2) 支持力又は締固め密度は設計図書と対比して適切か。	1) 主に施工管理記録及び観察により検査する。 2) 場合により実測する。
	アスファルト	アスファルト使用量、骨材粒度、密度及び舗設温度は設計図書と対比して適切か。	1) 主に採取されたコア及び観察並びに施工管理資料により観察する。 2) 場合により実測する。
その他の構造物		同種構造物を参考に適宜決定すること。	

3 その他

(1) 検査の準備(監督員)

① 監督員は、契約図書及び共通仕様書等諸規程に定められた書類を準備しなければならない。

定められた書類とは

- ・設計図書 ・契約書 ・完成報告書 ・協議書 ・現場代理人及び主任技術者等選任届
- ・施工計画書 ・工程表 ・建退共掛金収納書 ・工事カルテ受領書 ・部分下請負届
- ・施工体制台帳 ・施工体系図 ・完成図 ・支給品精算書 ・工事打合簿 ・段階確認書
- ・工事履行状況報告書 ・工事事故報告書
- ・共通仕様書第2章第2節5、表2-1に掲げる材料及び共通仕様書第2章第2節1、設計図書で提出を定められている材料についての品質を証明する資料並びに材料確認調書(第8-1号様式)
- ・建設工事施工管理基準で定めた出来形・品質に関する管理資料 ・工事写真
- ・再生資源利用計画書(実施書) ・再生資源利用促進計画書(実施書)
- ・電子納品チェックシート(特記仕様書に明記ある場合)
- ・その他関係書類等を示すが、工事規模及び内容によって作成されない書類は含めない。

② 監督員は、受注者に次に掲げる資料及び現地の準備をさせるものとする。

ア 提出書類以外で施工状況を判断できる書類を準備しなければならない。

提出書類以外の書類とは

- ・工事に使用した材料の品質を証明する資料並びに使用材料確認表(第8号様式)
- ・各種伝票 ・作業日報(工事安全衛生日誌等) ・安全巡視やTBM等の活動記録
- ・建設機械について実施した定期自主検査等の整備点検記録(リースも含む。)
- ・社内管理基準及びその基準に基づいて作成された施工管理結果等の資料
- ・土止め工や足場工等の組立図及びチェックリストを使った点検結果
- ・産業廃棄物管理票(紙マニフェスト原本または電子マニフェスト(受渡確認表)の提示)
- ・発注者と交わした書面(工事打合簿等) ・発生土搬出伝票、残土処分場承諾書
- ・安全・訓練等の実施状況報告書等
- ・安全パトロールの記録(指摘事項及び是正処置の記録を含む。)
- ・その他施工にあたり作成した調査結果や施工管理記録等を示すが、工事規模及び内容によって作成されない書類は含めない。

イ 現地の準備

- (ア) 工事の測点、基準点、その他検査に必要な標示
- (イ) 検査に必要な測量・測定器具、カメラ、黒板等
- (ウ) 検査に必要な足場、梯子等
- (エ) 検査に必要な交通整理員
- (オ) 検査に必要な人員
- (カ) その他

(2) 検査写真撮影

- ① 写真には黒板等を用い工事名、検査の種類及び検査日等を記入すること。
- ② 写真の撮影については、なるべく背景が入るように黒板を入れて撮影すること。
- ③ 黒板の字が読めない場合は、①の黒板の拡大写真も1枚撮影すること。
- ④ 1検査当たり10枚程度撮影し、A4判用紙3枚貼り付け両面印刷を原則とする。
- ⑤ 検査写真は、必要部数を作成し、検査終了後、速やかに検査員まで提出すること。